

兵庫県公報

平成22年4月30日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（災害対策課）	1

公布された法令のあらまし

- 災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第32号）
応急仮設住宅の供与その他の被災者に対する救助の程度を改めることとした。

規 則

災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年4月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第32号

災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則

災害救助に関する手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第58号）の一部を次のように改正する。
促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

別表第1 応急仮設住宅の供与の項2中「2,404,000円」を「2,387,000円」に改め、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項3(1)の表夏季の項及び冬季の項を次のように改める。

	円	円	円	円	円	
夏 季	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	49,800円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに7,300円を加算した額
冬 季	28,600	37,000	51,600	60,400	75,900	75,900円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに10,400円を加算した額

別表第1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項3(2)の表夏季の項及び冬季の項を次のように改める。

	円	円	円	円	円	
夏 季	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	17,500円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに2,400円を加算した額
冬 季	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	25,400円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに3,300円を加算した額

別表第1 医療の項2及び4中「あん摩マツサージ指圧師」を「あん摩マッサージ指圧師」に、「きゅう師」を「きゅう師」に改め、同表埋葬の項3中「199,000円」を「201,000円」に、「159,200円」を「160,800円」に改め、同表障害物の除去の項2中「137,500円」を「134,200円」に改める。

様式第34号中

「

中 学 校		人										円	
-------------	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

」

を

「

中 学 校		人										円	
高 等 学 校 等		人										円	

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の災害救助に関する手続等を定める規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1埋葬の項3の規定は、平成22年4月1日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

3 改正後の規則別表第1の規定（前項に規定する規定を除く。）は、この規則の施行の日以降に発生した災害について適用し、同前に発生した災害については、なお従前の例による。